

東海地区交流ロボコン運営委員会規約

(基本理念)

東海地区交流ロボコン(以下、とうロボ)は「日本のロボコンを強くしていく」という目標のもと、大学が集まり互いに競い合い、各大学の技術の発展と向上を目的として開催される大会である。

第1章 総則

(名称)

第1条 本委員会は、東海地区交流ロボコン運営委員会と称する。

(目的)

第2条 本委員会の活動は、「東海地区交流ロボコンを運営する」ことを目的とする。

(活動内容)

第3条 本委員会は目的を達成するために次の活動を行う。

- 1)とうロボの競技会場の設営
- 2)とうロボの競技ルールを作成
- 3)とうロボの宣伝および新規参加大学の勧誘
- 4)その他、目的の達成に必要な活動

第2章 会員

(会員)

第4条 本委員会の会員は、とうロボへの参加資格を持つ大学に所属する現役の大学生をもって組織し、加入単位は大学とする。(以下、会員はすべて本委員会に加入した大学単位で数える。)

(会員の任期)

第5条 会員の任期は1年(定期総会での任期更新から次の定期総会での任期更新まで)とする。

(任期の延長)

第6条 既存会員は、定期総会において任期を1年単位で延長することが可能である。

(新規加入)

第7条 本委員会へ加入するためには、定期総会に参加し、全会員の過半数の賛成を得なければならない。

(脱会)

第8条 本委員会から脱会するためには、定期総会に参加し、脱会の意思表示をしなければ

ばならない。

第3章 役職

(役職の種類)

第9条

- 1 本委員会に次の役職を置く。
 - 1)議長 1名
 - 2)会計 1大学
 - 3)会場設営 1大学
 - 4)ルール・FAQ 大学
 - 5)ホームページ 1大学
 - 6)スポンサー 1大学
 - 7)宣伝・勧誘 1大学
- 2 前項の役職は総会において任命する。
- 3 会員 1大学が2つ以上の役職を兼業することも可能である。

(役職の職務)

第10条

- 1 議長は、委員会を代表して会務を総括する。
- 2 会計は、とうロボの会計事務を処理する。
- 3 会場設営は、とうロボの競技会場を確保し会場の設営を行う。
- 4 ルール・FAQ は、とうロボの競技ルールを作成し質問への回答を行う。
- 5 ホームページは、とうロボ公式ホームページの管理を行う。
- 6 スポンサーは、スポンサー企業と連絡を取り支援依頼等の業務を行う。
- 7 宣伝・勧誘は、任意の大学へ向けてとうロボの宣伝および勧誘業務を行う。

第4章 会議

(会議)

第11条 本委員会に次の会議を置く。

- 1) 総会
- 2) 定例会議

(総会の種別)

第12条

- 1 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- 2 定期総会は、毎年9月または10月に開催する。
- 3 臨時総会は、議長が必要と認めるとき、または全会員の4分の1以上から会議の

目的たる事項を示して請求があったときに召集することができる。

(総会の招集)

第 13 条

- 1 総会は議長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、既存会員および新規加入予定大学に対し、会議の目的およびその内容並びに日時および場所を示して開会の 14 日前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

第 14 条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- 1) 会員任期更新前に審議し、議決する事項
 - イ) 運営の反省に関する事項
 - ロ) 決算に関する事項
 - ハ) 会員の脱会および任期延長および新規加入に関する事項
- 2) 会員任期更新後に審議し、議決する事項
 - イ) 次回とうロボの開催場所に関する事項
 - ロ) 役職の任命に関する事項
- 3) その他の重要事項

(総会の定足数)

第 15 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(総会の議決)

第 16 条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長個人に投票権は与えられない。

(総会の議事録)

第 17 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時および場所
- 2) 審議事項および議決事項
- 3) 議事の経過の概要およびその結果

(定例会議の種別)

第 18 条 定例会議は、Google ドキュメントと LINE 電話を併用する会議および会合とする。

(定例会議の招集)

第 19 条

- 1 定例会議は、議長が招集する。
- 2 定例会議を招集するときは、会員に対し、会議の目的およびその内容並びに日時および場所を示して開会の 14 日前までに通知しなければならない。

(定例会議の審議)

第 20 条 定例会議は、議長が掲げる事項を審議し、議決する。

(定例会議の定足数)

第 21 条 定例会議は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(定例会議の議決)

第 22 条 定例会議の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。ただし、議長個人に投票権は与えられない。

(定例会議の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時および場所
- 2) 審議事項および議決事項
- 3) 議事の経過の概要およびその結果

第 5 章 会計

(会計)

第 24 条 本委員会の会計業務は、会計規約に準拠する。

第 6 章 準則

(ABU ロボコン出場に関する規則)

第 25 条 本委員会の会員は、ABU ロボコンへの出場が決定した際に自身の役職を他の会員に委託することができる。

(競技会場に関する規則)

第 26 条

- 1 とうロボの競技会場は、総会において候補を選出し確認が取れ次第決定する。
- 2 とうロボの競技会場は、原則として経費のかからない場所とする。
- 3 ただし参加大学が想定より多い場合別に場所をとってもよい。
- 4 とうロボの競技会場は、競技フィールド等の設備およびピット、選手控室等の空間が確保できる場所でなければならない。

(議長の任命に関する規則)

第 27 条

- 1 議長の決定は、総会での役職の任命において最優先に審議し、議決する。
- 2 議長は、本委員会の会員ならば誰でも就くことができる。

(会員の特権に関する規則)

第 28 条

- 1 本委員会の会員は、とうロボを運営するために必要な情報であれば無条件に取得することができる。

- 2 本委員会の会員は、とうロボを運営するために必要な事項であれば非会員の同意がない状態でも審議および議決を行うことができる。(ここでの非会員とは、本委員会に加入していないがとうロボに参加する意思を示している大学を指す。)
- 3 以上の事項を本委員会の会員特権として扱う。

(規約の変更に関する規則)

第 29 条

- 1 本委員会の会員は、総会または定例会議の場において本規約の変更について発議することが可能である。
- 2 本規約の変更は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、議長個人に投票権は与えられない。

付則

本規約は、2020 年度の運営期間中(2019 年に行われる総会から 2020 年に行われる総会まで)で効果を発揮する